

経過報告書

平成27年3月27日

区長会議会長 様

福祉・健康部会長

平成27年3月17日付けで福祉・健康部会で決議した内容について、下記のとおり報告します。

1. 部会での決議内容

休日・夜間におけるライフライン事業者等からの通報については、区において第一報を受付けることとし、その具体的な通報窓口については各区において区長のマネジメントにより判断する。

2. 参加区長

玉置浪速区長、臣永西成区長、金谷東淀川区長、高橋住之江区長、清野生野区長

3. 決議内容について全区長に情報共有を行った日

平成27年3月27日

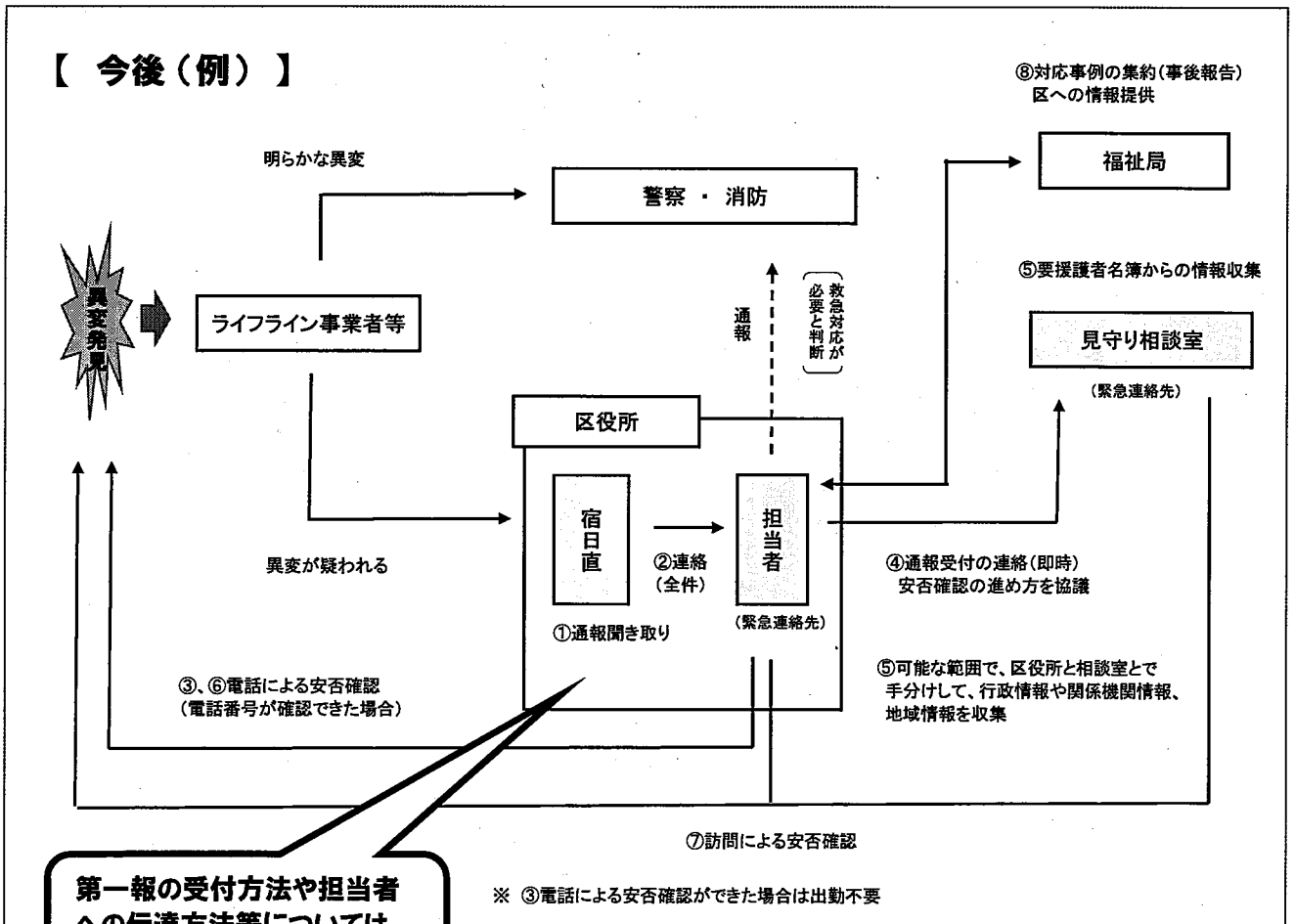
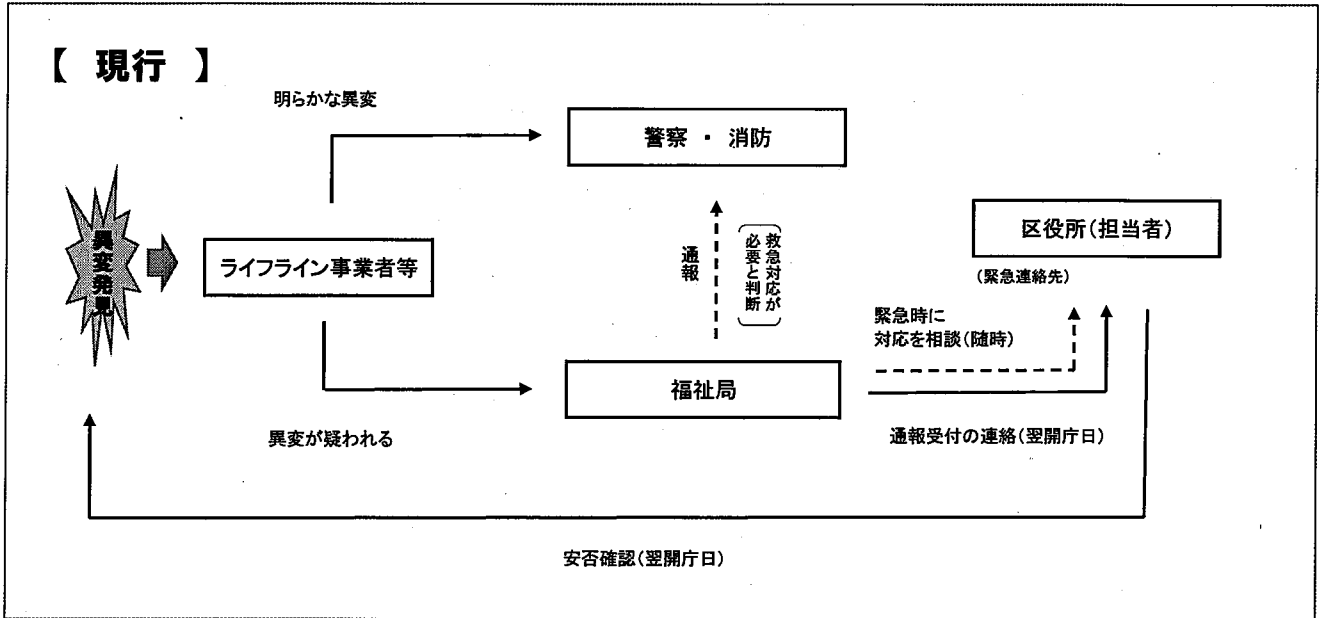
4. 審議経過

3月17日当部会において、休日・夜間におけるライフライン事業者等からの通報受付については、ワーキンググループでの検討を踏まえ、区の宿日直専門員で対応する方向で進めたい旨、福祉局から提案が行われた。

住民に一番近い区で第一報を受付けることに対する異論はなかったものの、この通報はめったにこないレアケースであり、宿日直専門員が通報受付を行うことに対する危機管理上の難しさを指摘する意見等もあった。

当部会としては、ライフライン事業者等からの休日・夜間における通報については、区で第一報を受付け、対応する取扱いを了承した。ただ、区の中で第一報を受け付ける通報窓口については、宿日直専門員にこだわらず、確実に対応できるよう、各区における緊急対応のマネジメントの中で、各区長に判断していただくこととする。

休日・夜間におけるライフライン事業者等からの通報対応フロー図



第一報の受付方法や担当者への伝達方法等については、各区において判断

※ ③電話による安否確認ができた場合は出勤不要